

# 英国の自治体における首長公選制

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科客員教授 ピーター・スマート (著)  
関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 稲沢克祐 (訳)

本稿では、かねて公選首長の存在していなかった英国の自治体において、21世紀に入ってから導入されている直接公選首長制度の概要を解説する。まず、法の概要と2002年以降、直接公選首長制に移行している都市について実態を概観し、次に、直接公選首長制に対して有権者の関心が高まらない背景を考察する。さらに本稿では、2つのケーススタディーを行っている。いずれも、直接公選首長制がすでに導入されている自治体であり、当該自治体の直接公選首長に対し半構造的面接法により、この制度が、いかにして地域のニーズに適応されてきたかを調査したものである。また、中央政府の二大政党の有力議員が直接公選首長制の導入に熱意を示している一方で、同様の熱意は有権者にも首長職にある者にも特段見られないことを指摘した上で、その理由を検討している。

## はじめに

英国<sup>脚注1</sup>の自治体には、日本や米国のほとんどの州などと異なり、直接公選首長制はかつて存在していなかった。2000年地方自治法 (the Local Government Act 2000. 以下、「2000年法」という) によって、英国の自治体の大半を占めているイングランドとウェールズの自治体に対して、従来の委員会制度に代えて、新たに首長・執行部制度が導入されることになった (Sandford (2013) p.3)。2000年法では、3種類の議会・執行部制度が示されており、そのうち2つの類型では、直接公選首長制が基本となっている。これまで首長 (mayor) と言えば、議員の1人が務める職であり、したがって、首長の任期は、議員としての任期を超えることはあり得なかった。首長は、都市の顔として、市民の先導者として、そして当該議会の議長として、名誉職的に考えられていたから、最も在任期間の長い議員から選出されることが多かった。

後述するように、2000年法では、直接公選首長選出のための選挙を行う前に、住民投票を実施することを義務付けている。住民投票によって過半数の支持が得られれば、直接公選首長制の導入となる。2002年に初の住民投票が実施されて以来、2000年法には2度の改

<sup>脚注1</sup> 本稿では、特に区別する必要のない箇所では、原文で「イングランド」とされている部分を英国と訳している。











































